様式第６号（第１１条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　様

　　さぬき市長　　　　印

さぬき市中小企業等振興支援事業補助金交付決定変更通知書

　　　　　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった補助金については、次のとおり変更承認し、交付することを決定したので、さぬき市中小企業等振興支援事業補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 事業区分 | 　　　　　　　 |
| 交付条件 | (1) この補助金は、申請書記載の事業以外に使用しないこと。(2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けること。　ア　内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。　イ　中止し、又は廃止するとき。　ウ　予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。(3) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告に係る書類を提出すること。(4) 市長が必要であると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査を行うこと。(5) この補助金に係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して５年間保存すること。(6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けること。(7) さぬき市中小企業等振興支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める。 |

※　この通知書は、補助金の交付を決定する通知であり、補助金額を決定するものではありません。交付確定額は、事業完了後の実績報告書に基づき補助金交付確定通知書にて通知します。